



# 今月の まちからののお知らせ

医療制度・補助事業・税情報など、町から特にお伝えしたい大切な情報です。

問=問い合わせ先 ☎=電話番号 ※各課の電話番号は2ページに掲載

01

## ぴっぷクリニックの 指定管理者が変わります

令和7年4月1日から、町立ぴっぷクリニックの指定管理者が変わります。旭川市で森山病院などを運営する社会医療法人元生会へと移管し、より充実した外来診療、地域に根ざした医療を提供いたします。町民の皆さんが安心して診療を受けられる環境づくりを進めてまいります。

### ◆休診期間について

指定管理者の変更に伴う準備のため、次の期間は休診とさせていただきます。

▼休診期間 3月31日(月)～4月13日(日)

ご不便をおかけしますが、何卒ご理解のほどお願いします。



ごあいさつ

ぴっぷクリニック

まつだ よしなり  
院長 松田 佳也

比布町民の皆さま、はじめまして。

令和7年4月から、ぴっぷクリニックで診療に従事させていただく松田佳也（まつだよしなり）と申します。出身地は旭川市です。

旭川医科大学第一外科で研修医として修練を開始し、その後、呼吸器外科・乳腺外科を専門としておりましたが、平成27年に旭川市の森山病院に入職し、主に一般外科や乳腺外科を中心とした診療に携わってまいりました。このたびご縁があり、ぴっぷクリニックで勤務させていただくこととなりました。

当クリニックは外来診療が中心となりますが、比布町民の皆さまの健康維持に貢献できるよう頑張ります。どうぞ今後とも、よろしくお願い申し上げます。



問保健福祉課健康推進室  
(保健センター)

- 診療開始日 4月14日(月) 午前9時から
- 診療科目 内科、外科
- 診療曜日・時間・担当医



内科医  
うちや とおる  
打矢 透 医師

### 町立ぴっぷクリニック

比布町中町1丁目2番10号  
☎ 85-2222

診療時間	月	火	水	木	金	土	日
午前9時～12時30分	打矢医師	松田院長	松田院長	打矢医師	派遣医師	松田院長	休診
午後2時～5時15分	打矢医師	松田院長	松田院長	休診	派遣医師	休診	休診

※月曜・木曜は内科医の打矢医師、金曜は派遣医師の診療です。

※4月の臨時休診日は4月26日(土)です。

## 02 国民健康保険の手続きをお忘れなく

問 保健福祉課 社会福祉室 国保医療係

町ホームページ  
「国民健康保険の各種手続き」  
(保健福祉課)



就職・転職・転入出など、異動の多い時期です。異動があった方は忘れずに国民健康保険（国保）の手続きを行ってください。

### ■加入する方

国保は、病気やけがの際に安心して医療を受けられるように作られた制度です。加入者の収入などに応じて保険料を出し合い、助け合うこと（相互扶助）を目的としています。

職場の健康保険に加入している方や生活保護を受けている方を除き、すべての方が加入対象です。

### ■届出は14日以内に

加入の手続き以外にも、下表に該当する方は、異動の日から14日以内に必ず手続きをしてください。届け出が遅れると、国保税をさかのぼって納める必要が生じたり、届出前の医療費が全額自己負担になることがあります。

### ■手続きは世帯主が行います

国保は世帯を単位としているため、手続きは原則、世帯主がまとめて行います。

世帯主が職場の健康保険に加入していても、家族の誰かが国保に加入・脱退する場合は、世帯主が手続きを行う必要があります。

また、国保税の納税義務も、世帯主が負担します。

なお、世帯主が職場の健康保険に加入している場合、国保上の世帯主（納税義務者）を家族のうちの国保加入者に変更することもできます。詳しくは、保健福祉課国保医療係へご相談ください。

### ●修学のために転出する方へ

通常、国保は住民登録をしている市町村に加入するのが原則です。

しかし、高校・大学などに進学し、他市町村に住民登録を変更した場合でも、転出前の世帯によって生計が維持されているときは、世帯主の届出によって、引き続き元の世帯の被保険者として保険資格が継続される特例があります。

転出手続きの際に、保健福祉課国保医療係へ届け出てください。

#### ◆必要なもの

- ・保険資格が確認できるもの
- ・在学証明書または学生証（新入学の場合は入学許可通知書など）

### (表) こんなときには役場国保医療係に届出を

加入される方のマイナンバーがわかるものおよび本人確認書類をご持参ください。

	届け出が必要な場合	必要なもの	提出期限
国保に加入	転入してきたとき	転出証明書	その日から 14日以内
	職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険をやめた証明書	
	職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき	被扶養者でなくなった証明書	
	子どもが生まれたとき	保険資格が確認できるもの、母子手帳	
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止通知書	
国保を脱退	転出するとき	保険資格が確認できるもの	その日から 14日以内
	職場の健康保険に加入したとき	国保および職場の健康保険の保険資格が確認できるもの	
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	国保および職場の健康保険の保険資格が確認できるもの	
	死亡したとき	保険資格が確認できるもの 死亡を証明するもの	
その他	町内で住所が変わったとき	保険資格が確認できるもの	必要になったとき
	世帯が分かれたり一緒になったとき		
	国保上の世帯主を変更するとき	保険資格が確認できるもの、世帯主同意書	
	保険証を紛失したとき	本人であることが確認できるもの	速やかに
	交通事故でケガをしたとき	交通事故証明書	

## 03 高齢者等移動支援事業 「ぴびたく号」の使い方

町では、自動車を所有しておらず、町内での移動が困難な高齢者の方をサポートするため、送迎サービス「ぴびたく号」を運行しています。

### どんなときに使えるの？

- ・ 日常生活送迎
- ・ 通院送迎
- ・ 集会・つどいへの送迎  
(老人クラブ例会への送迎は対象外)
- ・ 余暇活動のための送迎
- ・ 自宅から駅・バス停などへの送迎

※支援内容の範囲を超える送迎はお断りさせていただきます。

### ▼利用例

- ・ 自宅から比布駅まで(下車後JRへ乗車)
- ・ 基線4号バス停から自宅まで(バス下車後、自宅へ送迎) など



### 利用できる人は？

町内に居住し、自動車運転免許を保持していない、または、保持していても自動車を所有していない方(自動車を所有している方と同居している方も利用可能)で、自動車への乗降が自分でできることができ、次のいずれかに該当する方が利用できます。

- ① 65歳以上の方(満年齢)
- ② 障害者手帳をお持ちの方  
(身体障害者手帳1・2級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳)
- ③ 要介護認定を受けている方(病院・歯科・整形外科への通院は、社会福祉協議会の「福祉有償運送」を利用していただくため対象外)

### 「ぴびたく号」配車の流れ

予約先  
**ぴびたく号専用電話**  
☎85-4800

#### ①電話で予約(前日の午後3時までに)

○町の比布花子です。○月○日の午前10時に、自宅から役場までお願いします。帰りは午前10時30分に、役場から自宅までお願いします。



#### ②予約受付完了

はい！○町の比布花子さんですね。○月○日の午前10時に、自宅から役場まで予約を受け付けました。



#### ③到着

指定した場所から目的地へ向かいます。運行の都合上、遅れる場合があります。また、同じ時間帯に予約した方がいる場合は、他の方を乗せながら効率の良い順路で運行します。



### 利用できる時間・場所

▼曜日 月～金曜日(祝日、12月31日～1月5日は除く)

▼時間 午前9時～午後4時

▼範囲 町内全域および一部町外区域

●範囲の拡大  
令和6年10月1日から、内容を一部変更しました。

- ① 運行区域の一部拡大(ツルハドラッグ当麻店、コメリハード&グリーン当麻店への有料送迎が可能になりました)
- ② 片道のみ利用が可能となりました

### 利用料金

町内の利用は無料。

町外区域の利用は1回につき300円。町外区域を利用される際、「有償送迎利用書」をお渡しします。

料金は、利用した月の合計金額を、翌月に指定口座から振替します。

利用に関する注意点

① 1日1回、目的地は2か所までです。

② 週2回まで利用可能(自動車保有者と同居している場合は週1回まで)です。

③ 予約は必ず利用希望前日の午後3時までに連絡してください。(キャンセルも利用希望日の前日午後3時までにお願いします)

④ 初めて利用する方は事前登録が必要です。(保健福祉課にある申請書に記入・押印)

⑤ 目的地への到着時間の指定はできません。

問 保健福祉課

社 社会福祉室 福祉係

## 04 「長く住みたい」「これから住みたい」をサポート 比布町住宅リフォーム支援事業

問 建設課 整備室 建築係

町ホームページ  
「比布町住宅リフォーム  
支援事業」(建設課)



町民の皆さんや比布町で新たな生活を始めたい方が、安心して住み続けられる環境を整えるため、住宅のリフォーム費用の一部を助成します。

### ●対象者

次の全てを満たす方が対象です。

- ①町内に住んでいる方、または、町内に移住する意思があり、確約書を提出した方
- ②リフォームを行う住宅の所有者で、工事完了後にその住宅に住む方
- ③本人および同一世帯の方が、市町村住民税などを滞納していないこと
- ④過去に住宅の改修工事を目的とした町の補助金を受けていないこと

### ●対象物件

築30年以上の戸建て住宅

### ●助成内容

- ・町内の事業者を利用する場合  
最大50万円
- ・町外の事業者を利用する場合  
最大30万円

### ●対象工事

令和7年4月以降に実施される、税込み110万円を超える増築・改築・改修工事

### ▼対象工事の例

- ・基礎、土台、梁、柱の工事
  - ・筋かい、火打ちなどによる補強工事
  - ・外壁、屋根などの改修、塗装工事
  - ・間取りの変更、段差の解消
  - ・断熱工事 ・各種内装工事
  - ・耐久性、安全性向上工事
- ※国・道・町などの公共団体から助成を受けて行った工事や、固定されていない物品の購入費用を除いた費用が対象です。  
※工期は原則3か月以内とします。

### 受付期間を設定します

令和6年度までは随時受付していましたが、申請が増え予算を超えるケースが増えたため、今年度から受付期間を設定します。

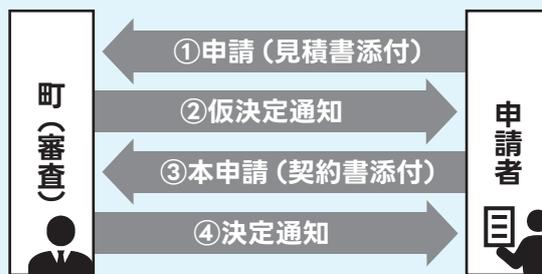
- 受付した申請額の合計が予算内であれば受付完了です（「仮決定通知書」を送付します）
- 予算の上限に達した場合は抽選を実施します
- 仮決定通知がされた申請者は、必要書類を添付し「本申請書」を提出してください

### 受付期間

- 第1回 5月中旬から
- 第2回 6月上旬から
- 第3回 7月上旬から

※各回、約7～10日間の受付期間を予定しています。  
※予算の上限に達しない場合は、期間を追加します。  
詳しい期間については随時、防災行政無線や町公式LINEなどでお知らせします。

### 申請から交付決定までの流れ



## 05 空き家の今後を考えてみませんか?

問 建設課 整備室 管理係

町ホームページ  
「移住・定住サポート  
情報」(建設課)



現在、住んでいない家屋をお持ちの方や、近い将来、管理が難しくなることが予測される方は、一度その物件の今後について考えてみませんか？

近年、全国で「相続したものの管理ができず困っている」というケースが増えています。例えば相続を放棄しても、その物件で起こった事故(落雪など)の責任は、所有者である家族が負うことになります。

もし、不動産としての価値が少しでもあれば、宅建協会に加盟する不動産業者への相談や、「みんなの0円物件®」(無償譲渡物件不動産マッチングサイト)などを利用し、少ない費用で整理できる可能性もあります。

まずは、お気軽に建設課管理係へご相談ください。

- 民間賃貸物件情報
- 空き地・空き家の購入支援
- 不動産業者への媒介報酬補助制度
- 民間空き地・空き家物件情報などを掲載中



有権者の皆さんへ

## 06

# 選挙投票区見直しに関する 意見を募集します

問 選挙管理委員会事務局  
(総務企画課内)

選挙管理委員会では、令和7年7月に執行予定の参議院議員通常選挙から、投票区および投票所の見直しを検討しており、現在の見直し案について町民の皆さんからのご意見を募集します。

### ◆現状と課題

本町の投票区は平成17年に見直しを行い、次の3か所に投票所を設置しています。

- ①第1投票区  
(農村環境改善センター)
- ②第2投票区  
(蘭留地域センター)
- ③第3投票区  
(東園地域センター)



しかし、近年の状況を踏まえると、いくつかの課題が生じています。

- ▼有権者数の減少や期日前投票制度の定着化により、期日前投票所（農村環境改善センター）の利用者が増加し、選挙当日の各投票所での投票者数が減少している。【次ページ「参考資料」参照】
- ▼選挙当日の投票管理者や投票立会人の確保、投票所業務に従事する職員の配置が難しくなっている。
- ▼第2・第3投票区の投票所施設の老朽化が進んでおり、バリアフリー化が未整備のため、高齢者や体が不自由な方が投票しにくい環境となっている。

## 投票区および投票所の見直し案

### ①投票区の統合

第1・第2・第3投票区を1つに統合し、投票環境が良好な農村環境改善センターで、全ての投票を行います。

現行

投票区	投票所施設
第1投票区	農村環境改善センター
第2投票区	蘭留地域センター
第3投票区	東園地域センター
期日前投票	農村環境改善センター



見直し案

投票区	投票所施設
比布町投票区 (仮称)	農村環境改善センター
期日前投票	農村環境改善センター

### ②投票所への移動支援（蘭留地区・東園地区）

投票所の統合に伴い、投票所（農村環境改善センター）までの距離が遠くなる蘭留地区・東園地区にお住まいの方で、移動手段の確保が難しい方を対象に、投票所までの送迎サービス（事前予約制）を実施します。

### ③移動式（巡回式）期日前投票所の開設（蘭留地区・東園地区）

蘭留地区・東園地区の有権者向けに、日時を指定した移動式（巡回式）期日前投票所を設置します。（期間中2回・各2時間程度を予定）

設置例（投票日が10月10日の場合）

- 1日目（10月7日）  
午前：蘭留地域センター（旧第2投票所）  
午後：東園地域センター（旧第3投票所）
- 2日目（10月8日）  
午前：東園地域センター（旧第3投票所）  
午後：蘭留地域センター（旧第2投票所）

※実際の設置については、皆さんのご意見をもとに検討します。

#### 移動式（巡回式）

#### 期日前投票所とは

選挙管理委員会が期日前投票期間内に日時・場所を指定し、移動式の投票所を設置する制度です。投票所の統合などで新たな投票所への移動が困難な有権者の投票機会を確保することを目的としています。

## 皆さんの意見をお寄せください

**募集期間** 令和7年4月3日(木)～30日(水)【消印有効】

**提出要件** 比布町の有権者

**提出方法** 住所・氏名・年齢および見直し案に対するご意見を記入のうえ、下記の方法でご提出ください。  
様式は自由です。ただし、**電話や口頭では受け付けません。**

①郵送 〒078-0392 比布町北町1丁目2番1号

比布町選挙管理委員会事務局 宛

②持参 役場1階 選挙管理委員会事務局（総務企画課内）

受付時間：平日の午前8時30分から午後5時15分まで

③メール ichigo@town.pippu.hokkaido.jp

④FAX 85-2389（比布町選挙管理委員会事務局 宛）



※ご記入いただいた個人情報は、法律・条例等に基づき適切に管理し、公表することはありません。

※いただいたご意見は後日、町ホームページなどで公表する予定です。

※見直し案に関する具体的・建設的なご意見を収集することが目的です。募集内容と関係ないご意見は取り扱いません。

### 【参考資料】各投票区の投票者の推移

投票区	平成31年町議選挙		令和3年衆議選挙		令和5年知事・道議選挙		令和6年衆議選挙	
	期日前	当日	期日前	当日	期日前	当日	期日前	当日
第1投票区	968人	1,056人	1,018人	894人	752人	917人	844人	849人
第2投票区	71人	53人	82人	38人	58人	29人	67人	27人
第3投票区	102人	108人	96人	74人	61人	62人	66人	68人
計	1,141人	1,217人	1,196人	1,006人	871人	1,008人	977人	944人

## 08

### イベントに 比布駅を活用しませんか

比布駅前広場および駅舎内の一部を無料で貸し出しています。イベントや交流の場として、ぜひご活用ください。

#### ●貸出スペース

##### ①駅前広場

- ・広さ 約750㎡（約225坪）
- ・地面 アスファルト舗装

##### ②ピピカフェ入口付近のスペース

駅舎内にあるピピカフェは観光交流施設で、どなたでもご利用いただけます。店内ではランチやパン、お土産などを販売しています。

**定休日** 毎週月曜日

**営業時間** 4月～9月 午前10時～午後6時  
10月～3月 午前10時～午後4時

#### ●物品の貸出

テントや机、イスなど

問 商工観光課 商工観光振興室 経済活性化係



## 07

### 「花たび そうや」号を 一緒におもてなししませんか

JR北海道の観光列車

「花たび そうや」号が運行されます。比布駅では、

スノーベリーによる歓迎

の旗振りや特産品販売など、おもてなしイベントを行います。ぜひお越しください。



#### ●運行日・比布駅停車時間

▶下り〈旭川⇒稚内〉

5月10日(土)・17日(土)・24日(土)・31日(土)  
午前10時31分～51分（約20分間）

▶上り〈稚内⇒旭川〉

5月11日(日)・18日(日)・25日(日)・6月1日(日)  
※比布駅での停車はありません。

問 おもてなしについて

商工観光課 商工観光振興室 経済活性化係

観光列車の運行について

JR北海道旭川支社 ☎ 25-5889

## 09 狂犬病予防注射を受けましょう

問 税務住民課 税務住民室 環境生活係

町ホームページ  
「犬を飼われる方」  
(税務住民課)



狂犬病予防法により、生後 91 日以上の犬は年 1 回の予防接種が義務付けられています。愛犬の健康と安全のため、必ず接種を受けましょう。

### ●狂犬病予防注射

日時・場所 右表のとおり

手数料 3,240 円 / 1 頭

※お釣りのないようご準備ください。

### ●飼い犬の登録

生後 91 日以上は登録手続きが必要です。

未登録の方は必ず登録手続きをしてください。

登録料 3,000 円 / 1 頭

### ●注意事項

- ①鑑札と狂犬病予防注射済票は、必ず犬の首輪などに付けてください。
- ②飼い犬が死亡したときや飼い主の住所変更時は、役場へ届け出をしてください。
- ③町外の動物病院などで予防注射を受けたときは、発行された「予防注射済証」を持参のうえ、役場で「狂犬病予防注射済票」の交付手続きをしてください。  
(手数料 550 円 / 1 頭)

「ぴっぷ動物病院」でも接種可能です。都合が合わない場合は、別の日に動物病院で接種をお願いします🐾



### 4月18日(金)

場所	時間
4区会館前	午前9時～9時10分
南分館前	午前9時15分～9時25分
7区会館前	午前9時35分～9時45分
15区会館前	午前9時55分～10時5分
東園地域センター前	午前10時10分～10時20分
17区会館前	午前10時25分～10時35分
21区会館前	午前11時～11時10分
20区会館前	午前11時15分～11時25分
11区会館前	午前11時35分～11時45分
5区会館前	午前11時55分～12時5分

### 4月19日(土)

役場総合車庫前	午前9時～11時30分
---------	-------------

4月16日(水)は、「証明書コンビニ交付サービス」のメンテナンス作業のため、終日、サービスを休止します。ご不便をおかけしますが、ご理解のほどお願いします。

休止期間中に証明書が必要な場合は、役場税務住民課で手続きをお願いします。

4月17日(木)午前6時30分からサービスを再開し、通常通りご利用いただけます。

サービスの休止日は比布町公式LINEでもお知らせしますので、ぜひ友達登録してご活用ください。比布町公式LINE登録はこちら▶

11  
コンビニ交付サービス  
休止日のお知らせ



問 税務住民課 税務住民室 戸籍年金係

町では、これまで小型家電の無料回収と「リサイクル」(再資源化)を行ってきましたが、新たに「リユース」(再使用)活動を始めます。

回収品のうち再使用できるものは、「リユース品」として町が連携するリサイクルショップで販売されます。ただし、個人情報を含む機器は再使用せず、適切にリサイクルを行います。

リユースにより、ごみの排出量や埋め立て処分量を減らし、過剰な生産や消費を抑えることができます。皆様のご協力をお願いします。

●回収場所 役場正面玄関自動販売機横にある「使用済小型電子機器等リサイクル無料回収所」に入れてください(開庁日のみ)。

●ご注意 回収品のうち再使用できるものは、「リユース品」としてリサイクルショップで販売される可能性があります。

10  
小型家電のリユースを  
始めます



問 税務住民課 税務住民室 環境生活係